

表 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」(地方創生先行型)を活用した子ども医療費助成実施自治体 (千円)

都道府県	地方公共団体	事業名称	交付金充当額
北海道	滝川市	未就学児医療費助成事業	15,948
	鹿部町	子ども医療費助成事業	2,535
	苫前町	乳幼児医療費助成事業	1,000
	士幌町	乳幼児医療費助成事業	4,000
	池田町	子ども医療費特別給付事業	6,440
	弟子屈町	子育て応援医療費支援事業	8,857
	標津町	子ども医療費助成事業	3,960
	青森	青森市	青森市子ども医療費助成事業
平内町		乳幼児子ども医療費給付事業	10,000
鱒ヶ沢町		児童医療費無償化事業	5,426
西目屋村		子育て支援(医療費助成)事業	1,307
中泊町		小・中学生医療費助成事業	10,000
階上町		小・中学生医療費軽減事業	15,566
岩手	花巻市	乳幼児医療費助成事業(未就学児医療費助成拡充)	6,500
	一関市	中学生医療費助成事業	50,500
	陸前高田市	中学生医療費給付事業	5,178
	九戸村	医療費助成事業	8,000
宮城	名取市	子ども医療費助成事業の助成枠拡充事業	17,250
	岩沼市	子ども医療費助成事業	27,566
	丸森町	医療費等助成事業	7,000
	利府町	子ども医療費助成事業(中学生拡大分)	11,260
	加美町	子ども医療費助成事業	37,253
秋田	由利本荘市	福祉医療費市単独拡大事業	61,650
栃木	佐野市	子ども医療費助成事業	48,799
埼玉	吉見町	就学児童・生徒医療費支給事業	26,448
	寄居町	医療費助成による子育て支援事業	12,300
千葉	香取市	子ども医療費助成事業	8,900
神奈川	逗子市	小児医療費助成事業	7,000
新潟	南魚沼市	子ども・妊産婦医療費助成事業	25,076
石川	金沢市	子育て支援医療費助成	76,341
福井	越前市	子ども医療費助成事業	7,000
三重	志摩市	中学生医療費助成事業	8,000
	御浜町	福祉医療費対象者拡大事業	500
大阪	泉大津市	(仮称)子ども医療費助成事業	24,594
	枚方市	子ども医療費助成事業(拡充)	149,913
	和泉市	子ども医療費助成拡大事業	67,176
	豊能町	子育て支援医療費助成事業	6,089
	忠岡町	子ども医療費助成事業	4,000
	熊取町	子ども医療費助成事業	38,005
奈良	三宅町	乳幼児医療費助成事業	3,000

都道府県	地方公共団体	事業名称	交付金充当額
和歌山	海南市	子ども医療費助成事業	5,839
	御坊市	子ども医療費等助成事業	18,934
	岩出市	子ども医療費助成事業	35,474
	美浜町	子ども医療費助成事業	187
	日高町	子ども医療費助成事業	1,345
	すさみ町	子ども医療費無料化事業	3,600
	鳥取	北栄町	高校生等医療費助成事業
岡山	総社市	小児医療費適正化事業	425
広島	三原市	子ども子育て支援事業	20,000
	庄原市	乳幼児等医療費助成の拡大事業	5,000
山口	神石高原町	子ども医療費支給事業	7,875
	防府市	子ども医療費支給事業	15,922
	光市	子ども医療費助成事業	25,310
	周防大島町	中学生医療費助成事業	7,000
香川	阿武町	子育て支援・少子化対策事業	5,000
	さぬき市	子ども医療費支給事業	37,844
高知	東洋町	乳幼児・生徒医療費	4,000
	安田町	少子化対策事業(乳幼児医療費助成)	2,979
	日高村	乳幼児・児童医療費助成事業	8,833
福岡	豊前市	子ども医療費助成事業	28,476
	大野城市	子ども医療費助成事業	3,500
佐賀	吉野ヶ里町	子どもの医療費助成事業	2,200
	みやき町	子どもの医療費助成(16~18歳)	3,300
長崎	松浦市	少子化対策事業(1.6医療費助成事業)	40,048
大分	姫島村	子ども医療費助成事業	2,500
宮崎	三股町	少子化対策事業	12,800
	新富町	子ども子育て支援事業	13,646
鹿児島	高千穂町	子ども医療費無償化事業	5,784
	垂水市	子ども医療費助成事業	14,990
	湧水町	子ども医療費助成事業	5,097
沖縄	瀬戸内町	瀬戸内町子育て支援事業	20,700
	恩納村	恩納村少子化対策促進事業(医療助成)	10,609
	北谷町	子ども医療費助成事業(町単独分)	10,000

*「交付金充当額」は、事業全体にたいするものであり、医療費助成事業充当分はその「うち数」の場合がある

(田村貴昭衆院議員にたいする内閣府地方創生推進室提出(6月2日)資料から)

子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
 - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
 - 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
 - スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
 - ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
 - 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

- ### <教育の支援>
- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
 - 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
 - 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
 - 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

- ### <生活の支援>
- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
 - 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
 - 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

- ### <保護者に対する就労の支援>
- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
 - 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
 - 保護者の学び直しの支援
 - 在宅就業に関する支援の推進

- ### <経済的支援>
- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
 - ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
 - 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
 - 養育費の確保に関する支援 など

- ### <子供の貧困に関する調査研究等>
- 子供の貧困の実態把握
 - 子供の貧困に関する新たな指標の開発
 - 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

- ### <施策の推進体制等>
- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
 - 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
 - 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現